



松村睦夫さん  
法務大臣表彰を受賞



長年人権擁護委員を務めている松村睦夫さんが、地域住民と人権思想の高揚に貢献した功績により、法務大臣表彰を受賞しました。

☎生活環境課 ☎6725

「女性のためのなんでも相談所」開設  
夫婦・親子、暴力・セクハラなど女性に関する問題や近隣問題など、気軽に相談ください。人権擁護委員が相談に応じます。

とき 11月15日(月) 午前10時～午後3時

申福祉課 ☎6718

請求期限 平成24年4月2日  
※請求期限を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。

戦没者等の遺族に対する「第9回特別弔慰金」支給について  
対象者 公務扶助料や遺族年金などを受けていたかたが平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金などの受給権者がいない場合、特別弔慰金の支給順位に基づいて遺族に支給されます。  
※既に第8回特別弔慰金を受給している場合や、第8回特別弔慰金を時効により失権した場合は該当しません。  
請求期限 平成24年4月2日  
※請求期限を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受け取ることができなくなりますのでご注意ください。

ところ 十和田奥入瀬合同庁舎

(市役所東隣)

☎青森地方務局十和田支局総務課 ☎2424

キノコ採りの遭難をなくしましょう

昨年、十和田警察署管内におけるキノコ採りなどによる遭難件数は13件(うち2件は登山による遭難)で、遭難者は18人(1人が未発見)でした。  
山に入る時は次のことに注意しましょう  
▼1人で入らない  
▼水、食料、ライター、コンパス、携帯電話などを持つ  
▼急斜面やがけなどの危険な場所は避ける

▼万一道に迷ったら  
▼日没後は歩き回らずに救助を待つ  
▼ヘリコプターの音が聞こえたら、見通しの良い場所でタオルなどを振って合図をする

☎十和田警察署 ☎3195  
シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金請求の受け付けを行っています  
対象者 戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命のかた

※対象者には平和祈念事業特別基金事業部で請求書類を郵送しています。まだ届いていないかたはお問い合わせください。  
受付期限 平成24年3月31日  
※土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後6時まで

☎独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金担当 ☎03・5860・2748

秋期側溝清掃汚泥回収のお知らせ

次の日程で汚泥を回収しますので、ご協力をお願いします。

対象地区	汚泥回収日
西一～六番町、西十一～十六番町、西二十一～二十三番町、並木西、西小稲、日の出町、朝日ヶ丘、一本木、白上中通り、小林、上平、八郷、長根尻、本金崎、西金崎、七郷、元町西一～六丁目、元町東一～五丁目、千歳森、北平、後野、北斗、井戸頭	11月8日(月) 11月10日(水)
稲生町、穂並町、東一～六番町、東十一～十六番町、東二十一～二十四番町、一本木沢、一本木沢一～二丁目、里ノ沢、下平、ひがしの一～二丁目、牛泊、しらかば団地、藤高	11月15日(月) 11月17日(水)

側溝の土砂は、災害用土のうなどへ再利用していますので、次のことにご協力ください。  
▶ 空きカン、空きビン、紙、プラスチック類のごみはできるだけ取り除いてください。  
▶ 側溝にたまった落葉は、できるだけ堆肥化してください。  
▶ 収集車は各通りを一度だけ回収します。泥上げは必ず回収日初日の前日までに終わらせてください。  
▶ 汚泥は草の上に置かず、アスファルトなどの平坦な道路脇に、ある程度の大きさ(高さ30センチ位の円すい型)にまとめて置いてください。  
▶ 汚泥は段ボールや肥料袋に入れないでください。  
※国道・県道の清掃を実施する町内会は、国・県に回収を依頼しますので、事前に生活環境課まで連絡ください。

☎生活環境課 ☎6726

相続または贈与等にかかる生命保険契約や損害保険契約などに基づく年金の税務上の取扱いの変更について

遺族のかたが年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決があり、このような年金にかかる税務上の取扱いが改められました。

これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について、所得税が納めすぎとなっているかたは、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。対象者は、税務署で手続きが必要となります。

また、所得税が課税されず、住民税だけが課税されているかたは、市役所で手続きが必要となります。

この取り扱いの変更の対象となるかたや所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。

アドレス <http://www.nta.go.jp>  
※平成17年分は、早いかたは平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目の手続きをお願いします。

▶ 所得税に関すること  
☎十和田税務署個人課税第一部門 ☎3151  
▶ 住民税に関すること  
☎市役所税務課 ☎6767